

登録住宅規模基準一覧表

【一般住宅の場合】

住宅のタイプ	新築住宅 ^{※1}	既存住宅 ^{※1}
一般住宅	25㎡以上	18㎡以上
台所等一部共用 ^{※2}	18㎡以上	13㎡以上

【共同居住型住宅の場合】

住宅のタイプ	国の登録基準	【福岡市の登録基準】
		2005年度以前に着工した物件で 高齢者又は障がい者の入居者を 拒まない住宅として登録する物件
共同居住型住宅 ^{※3} (シェアハウス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人専用居室面積 ⇒ 9㎡以上 ・ 住宅全体面積 ⇒ (15×A+10)㎡以上 ※ A：入居可能者数、A ≥ 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人専用居室面積 ⇒ 7㎡以上 ・ 住宅全体面積 ⇒ (13×A+10)㎡以上 ※ A：入居可能者数、A ≥ 2
ひとり親世帯向け 共同居住型住宅 ^{※3} (ひとり親世帯向け シェアハウス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用居室：12㎡以上 (ただし、住宅全体の面積が(15×B+24×C+10)㎡以上の場合、10㎡以上) ・ 住宅全体面積：(15×B+22×C+10)㎡以上 (ただし、B ≥ 1かつC ≥ 1もしくはB=0かつC ≥ 2) ※ B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数 	

※1 既存住宅 ⇒ 建設工事の完了から1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがある住宅
新築住宅 ⇒ 既存住宅以外の住宅

※2 台所等一部共用 ⇒ 台所、収納設備、浴室またはシャワー室が共同利用の住宅

※3 共同居住型住宅 ⇒ 居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室またはシャワー室、洗濯室
(又は洗濯場)が共同利用の住宅